

## 宮城県精神科救急医療体制の拡充内容について

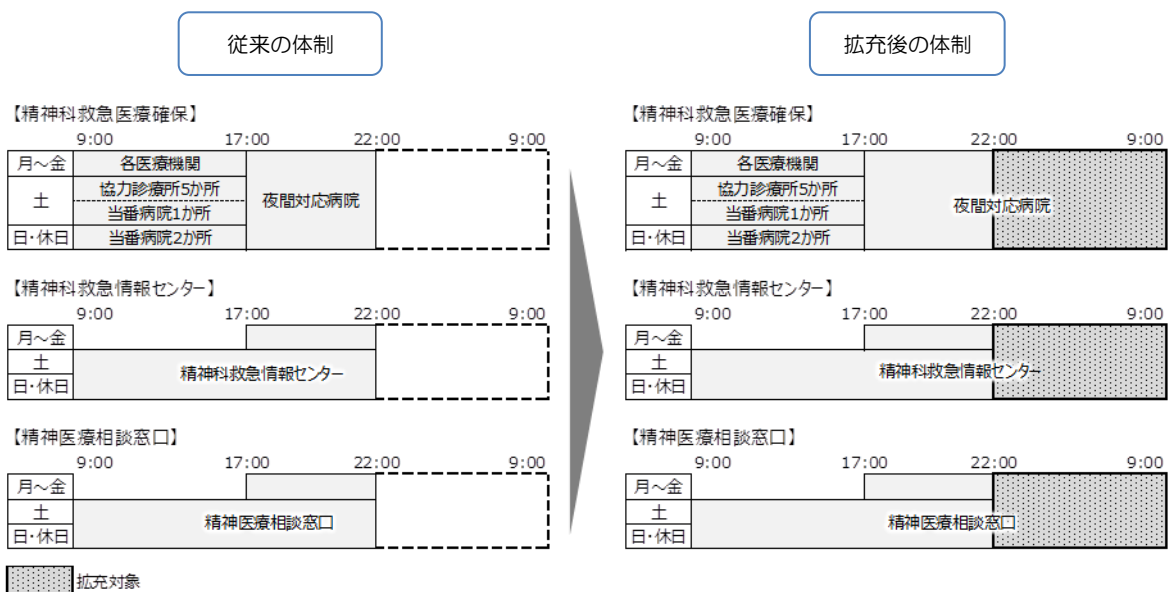
### 1 概 要

宮城県精神科救急医療体制について、緊急な医療を必要とする精神障害者等が迅速かつ適正な医療を受けられるように、県立精神医療センターが深夜早朝（22時から翌日9時まで）の時間帯に対応することにより、民間医療機関と連携した24時間365日における切れ目のない医療提供体制を整備したものの。

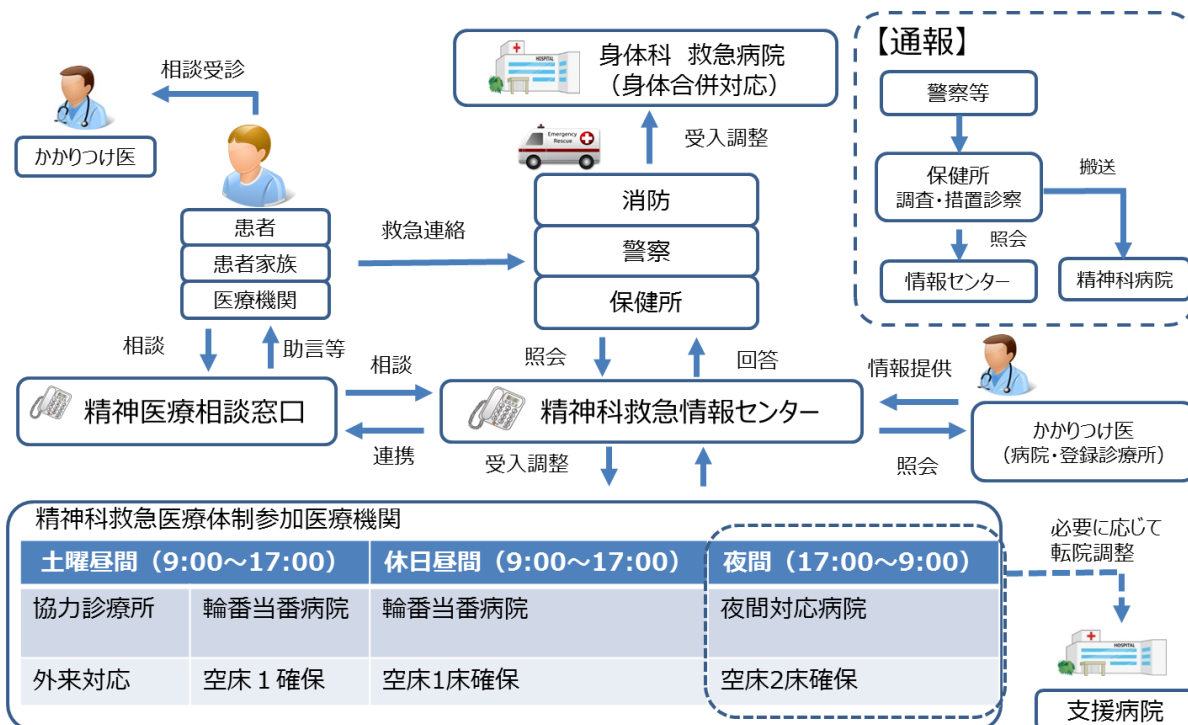
### 2 拡充内容

平成31年1月16日から以下のとおり拡充し、運用を開始

事業名	事業内容	拡充内容
精神科救急医療確保	土曜日、日曜日・休日の昼間及び通年夜間に、輪番制等により診察に当たる医師や病床を確保し、精神科救急患者の外来診療や入院に対応する。	[通年夜間]  対応時間： <b>17時から翌日9時まで</b> （従来：17時から22時まで）  病床確保数（精神科救急医療確保）： <b>2床</b> （従来：1床）
精神科救急情報センター	消防、警察、保健所から入電される案件について、内容を判断した上で、輪番制の当番病院等と受入の調整を行う。	
精神医療相談窓口	患者本人及び家族等からの医療相談に対応する。	



### 3 体制イメージ



#### ○ 精神科救急情報センターについて

精神科救急情報センターは、消防、警察、保健所の方から入電される案件について、内容を判断した上でかかりつけ医療機関、外来対応協力診療所、病院群輪番制による当番病院などの関係機関と受入調整を行う。

入電される案件について優先的に対応するため、救急情報センターの電話番号は非公開

#### ○ 精神医療相談窓口について

精神医療相談窓口は、精神状態の重篤化を未然に防止するため、専門職を配置して、本人、家族、医療機関等からの医療相談に対応する。また、相談内容から、緊急に精神科医療の必要性を判断し、精神科救急情報センターに繋ぐ。

専用電話番号 022-384-2811

※緊急的な医療相談を対象とするもので、一般的な精神保健福祉相談等を行わない。

#### ○ 当番医療機関について

精神科救急情報センターからの依頼に基づき、緊急に精神科医療を必要とする方の外来診察や入院に対応する。

精神科救急情報センターが空床確保状況など医療機関の状況を把握し、適切に案内できるようにするため、当番病院は原則非公開

- 協力診療所について  
精神科救急医療体制に参加している診療所のことで、休日に当たらない土曜日の昼間に連携して緊急受診者への対応ができる体制を確保する。  
精神科救急情報センターで適切に案内できるようにするため、原則非公開
- 登録診療所について  
診療所からの同意を受けて、かかりつけ患者に係る問合せに対応できるように、常時連絡が可能な連絡先を精神科情報センターに登録する。
- 通報対応との区別について  
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する措置入院患者、緊急措置入院患者及び応急入院患者等の通報対応については、宮城県精神科救急医療体制とは別対応とする（従来どおり保健所対応）。

#### 4 宮城県精神科救急医療体制の対象に係る留意点

- 対象者が直近に通院していた「かかりつけ医療機関」がある場合には、可能な限りかかりつけ医療機関での診療を優先する。
- 対象は、精神病状態の急激な悪化など真に救急的な事態に限定している。
- 飲酒下にある場合は、疾患の診断そのものが困難であるため、救急診療の対象としない（薬物の急性中毒の場合も同様）。
- 日中の通常外来で対応可能な方々、もしくは日中きちんとした診療契約の上で治療を開始することが望ましい事例（境界型人格障害等）については通常の外来受診を優先する。
- 身体的治療が優先される場合は一般救急を優先する。  
※身体的治療が優先される事例：意識障害、外傷骨折、大量服薬、悪性症候群、感染症、炎症性疾患など

##### かかりつけ医療機関：

- ・当該患者を直近3か月以内に診療した医療機関をかかりつけ医療機関とする。
- ・受診医療機関が複数ある場合（例：3か月以内に3か所の医療機関を受診した場合は、最後に受診した医療機関をかかりつけ医療機関とする。
- ・長年かかっていた医療機関から別の医療機関に転院した直後であっても、現在その患者を診療している医療機関をかかりつけ医療機関とする。